

7月は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

国民健康保険税

問 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険税は、前年中の所得、今年度の固定資産税およびご加入いただいている人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。

前年度より引き続きご加入中の世帯については、第1・2期(特別徴収の場合は第1・2期および第3期)の仮算定分を差し引いた残りを、第3期から第6期までの4回(特別徴収の場合は第4期から第6期までの3回)に振り分けて賦課させていただきます。(本算定)

納税通知書の内容についてご確認ください。

(※)40歳以上65歳未満の方のみ

	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	課税限度額(円)
医療給付費分	5.0(A)	18.7(B)	22,000	22,000	580,000
後期高齢者支援金分	1.6(C)	3.8(D)	8,000	6,000	190,000
介護納付金分(※)	1.2(E)	2.5(F)	8,000	6,000	160,000
合計	7.8	25.0	38,000	34,000	930,000

◎平成30年度に納める年税額は？

国民健康保険税の計算例：夫婦（共に40歳以上）と子ども2人のモデルケース

【平成29年中の所得(夫のみ)は300万円(※)、平成30年度固定資産税(夫所有)は10万円の場合】(※)所得:各種控除前の総所得額

- 所得割(A)の出し方 267万円 [300万円-33万円(基礎控除)]× 税率 [5.0 / 100] = 133,500円
- 資産割(B)の出し方 10万円 × 税率 [18.7 / 100] = 18,700円
- 所得割(C)の出し方 267万円 [300万円-33万円(基礎控除)]× 税率 [1.6 / 100] = 42,720円
- 資産割(D)の出し方 10万円 × 税率 [3.8 / 100] = 3,800円
- 所得割(E)の出し方 267万円 [300万円-33万円(基礎控除)]× 税率 [1.2 / 100] = 32,040円
- 資産割(F)の出し方 10万円 × 税率 [2.5 / 100] = 2,500円

(*)100円未満切捨 (単位:円)

	所得割	資産割	均等割(1人当たり×人数分)	平等割(1世帯当たり)	小計
医療給付費分	133,500(A)	18,700(B)	22,000×4人=88,000	22,000	262,200
後期高齢者支援金分	42,720(C)	3,800(D)	8,000×4人=32,000	6,000	84,500(*)
介護納付金分	32,040(E)	2,500(F)	8,000×2人=16,000	6,000	56,500(*)
世帯年税額(合計)					403,200

後期高齢者医療保険料

問 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎052(955)1223
保険年金課 ☎(55)7119

後期高齢者医療保険料は、被保険者本人の前年所得をもとに計算します。

◎保険料の納付方法について

- ①特別徴収(年金からの天引きによる納付)
- ②普通徴収(納付書または口座振替による納付)

※「納付書」が同封されている方は、口座振替になっておりません。納付書での納付をお願いします。

- ③普通徴収および特別徴収(10月から年金天引き開始)

納付方法は3種類あります。ご自身の納付方法は、保険料決定通知書に付属の「納入通知書」でご確認ください。

◎後期高齢者医療保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度では、財政運営期間は2年間とされており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率の改定が行われました。

平成28・29年度の保険料率 所得割率 9.54% 均等割額 46,984円 ⇒ 平成30・31年度の保険料率 所得割率 8.76% 均等割額 45,379円

◎保険料の算出方法

保険料は①所得割額と②均等割額の合計です。(上限は62万円です)

①所得割額=賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率(8.76%) ②均等割額=45,379円

※賦課のもととなる所得金額=前年(平成29年)中の総所得金額-33万円

《後期高齢者医療保険料 納付書見本》